

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

木山小学校いじめ対策委員会

1 学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、どの子どもにも起こり得る深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて、いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめ防止に向けた対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

2 学校いじめ防止等に向けた基本方針

(1) 児童

互いに認め合い、支え合い、高め合い、望ましい人間関係を築くように努める。

(2) 学校

- わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- すべての教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、子どもとともに解決を図る。
- いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(3) 保護者

いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもに理解させると共に、いじめ防止等の取組を学校と連携していじめ防止に努める。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- ・いじめの状況を組織として共有する。
- ・いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ・児童への指導を行う。
- ・事案に関する記録を校内いじめミーティングファイルに残す。

なお、いじめに関する情報は、全ての教職員で共有し、学校全体でいじめの問題に取り組む体制を作る。

(2) 学校いじめ対策委員会の設置

①いじめの予防に関して

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組や実行、検証、修正
- ・いじめの相談・通報の窓口

②いじめが発生した場合

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討

なお、重大事案が発生した場合は、緊急会議を開き、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定すると共に、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

＜学校いじめ対策委員会の構成メンバー＞

校長，教頭，生活指導主任，教務主任，特別支援教育コーディネーター，
当該学級担任，養護教諭，PTA役員，主任児童委員 他

4 いじめ防止の方策と対応

(1) いじめの防止

- ① 従来の予防的・課題解決的な指導から，子ども一人一人の成長を促す指導により力点を置き，新潟市の生徒指導リーフレット及びいじめ対応リーフレットに基づいて，いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- ② 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし，全教育活動を通してすべての児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性をはぐくみ，精神的，社会的な自立を目指す。
- ③ わかる授業・できる授業，一人一人を大切にし，生かす教育活動により学級の風土をつくり，保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ④ 学校の実態に応じた資料を用いて，いじめを題材とした道徳科の授業を実施する。

(2) いじめの早期発見

- ① 児童をよくみる，話をよく聴く，寄り添う，かかわる，毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね，児童との信頼関係を築く。
- ② いじめや差別につながる言動は許さないという姿勢で児童に接し，児童の人権感覚を育成する。
- ③ 児童の話を丁寧に聴き取り，その後の対応についても児童の意向を汲みながら児童と一緒に考え，安心感をもたせる。
- ④ 日常の観察，こまめな記録の積み重ね，アンケート等の活用，教育相談体制の充実等により，いじめの早期発見に努める。
 - ア 教育相談の実施（年間3回）
 - イ 児童アンケート，保護者アンケート，いじめアンケート（年3回）の実施と複数の教職員による即日チェック
 - ウ スクールカウンセラーによるカウンセリングの活用
- ⑤ 全教職員で児童の様子を見取り，情報を収集，整理して共有し，組織的な対応に迅速につながるようにする。
 - ア 校内のいじめ対応ミーティングが常に行える組織体制
 - イ 「子どもタイム」での情報交換
 - ウ 特別支援教育コーディネーターによる「気になる児童」についての情報収集
 - エ アンケート等調査用紙や資料の確実な保管（ファイリングし，卒業後5年間保存）
- ⑥ インターネットや通信型ゲーム機，スマートホン等を通じた「見えにくい いじめ」にも注意を払う。また，地域から情報が得られるような体制を構築し，いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめへの対処

- ① いじめを認知したら，特定の教職員で抱え込むことなく，速やかに組織で対応する。その場合には，「校内いじめ対応ミーティング」を開催し，解決に向けた手順と方針を決定し，共通理解を図るとともに，多方面から情報を収集，整理し，全体像を把握する。その際，新潟市教育委員会から出された「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック（いじめ編）」を活用する。

- ② いじめられた児童に対しては、丁寧な聴き取りと気持ちに寄り添いながら、「絶対に守る」という姿勢を示しながら、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。
- ③ いじめた児童に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- ④ 表面上のいじめは解消したものの、いじめが「解消」と安易に捉えずに、「一定程度の解消」と捉えて、関係の児童や集団への指導、見守りを継続的に行う。（「解消」と判断するには、加害行為が相当期間なく、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められる事が必要。相当期間とは3ヶ月を目安とする。）
- ⑤ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気がもてるようにする。
- ⑥ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。
- (4) 自殺につながる可能性がある場合の対応
- ① 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」（Tell：心配していることを伝える、Ask：自殺願望について尋ねる、Listen：気持ちを傾聴する、Keep safe：安全の確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- ② 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、児童の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一方を入れると共に、組織で迅速・適切に対応する。
- ③ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。
- (5) 重大ないじめを受けた児童及びその保護者への対応
重大ないじめとは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような状況となったことをいう。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、事案の発生した段階では重大事案ではないと判断されるものについても、重大事案につながる可能性がある事案については、早期の段階で教育委員会へ報告し、対応を協議する。

① 児童への対応

いじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。

ア 学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。

イ いじめに係る事実関係を明らかにするため、聴き取りを丁寧に行う。

ウ いじめの解決に向けて、当該児童の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。

エ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。

オ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーによる心のケアを行う。

カ 医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。

② 保護者への対応

当該児童の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心や我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら当該児童の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

ア 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。

イ 当該児童が受けたいじめに係る事実や児童の心身の状況について、丁寧に説明する。

ウ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。

エ 保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

(6) いじめを行った児童及びその保護者への対応

① 児童への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

② 保護者への対応

当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について適切に指導、助言する。

(平成26年4月 1日 策定)

(平成29年3月 1日 一部改定)

(平成29年6月30日 一部改定)

(平成31年4月 1日 一部改訂)

※ 斜体は「いじめ防止に係る共通メッセージ」関連項目